

水道料金統一のお知らせ

平成29年10月から水道料金が変わります。

日ごろから本市の水道をご利用いただきありがとうございます。

平成29年10月1日から旧簡易水道区域（東部・五箇・旗宿・大信）における料金を次のとおり改定させていただくことになりましたので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

旧簡易水道料金を上水道料金に統一します。

旧簡易水道料金表 (税込み)			上水道料金表 (税込み)		
メーター口径	基本料金 (1月につき)	水量料金	メーター口径	基本料金 (1月につき)	水量料金
13mm	529.20 円	1~10 m ³ 66.96 円	13mm	529.20 円	1~10 m ³ 66.96 円
20mm	810.00 円		20mm	1,425.60 円	
25mm	1,015.20 円	11~20 m ³ 110.16 円	25mm	2,322.00 円	11~20 m ³ 110.16 円
30mm	1,220.40 円		30mm	3,650.40 円	
40mm	1,620.00 円	21 m ³ ~ 132.84 円	40mm	7,117.20 円	21 m ³ ~ 208.44 円
50mm	2,030.40 円		50mm	10,540.80 円	
75mm	3,045.60 円		75mm	26,395.20 円	
100mm	4,071.60 円		100mm	45,846.00 円	
125mm	5,086.80 円		125mm	67,500.00 円	

※料金の急激な増加を避けるため、平成29年10月から平成32年9月まで3年間の激変緩和措置を講じ、段階的に統一します。

【料金改定の理由】

平成28年4月に旧簡易水道を統合し市内全域が上水道となりましたが、料金は統一されていませんでした。使用者間の受益と負担の公平性・適正化を図るため、料金を統一するものです。

口径別水道料金比較表（1ヶ月当り）

①口径 13 ミリメートルの場合（加入割合 44%）

（税込み）

使用水量	現料金	新料金	差額	激変緩和期間の料金			H32. 10～
				H29. 10～	H30. 10～	H31. 10～	
10 m ³	1,198 円	1,198 円	0 円	1,198 円	1,198 円	1,198 円	1,198 円
20 m ³	2,300 円	2,300 円	0 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円
30 m ³	3,628 円	4,384 円	756 円	3,817 円	4,006 円	4,195 円	4,384 円
40 m ³	4,957 円	6,469 円	1,512 円	5,335 円	5,713 円	6,091 円	6,469 円
50 m ³	6,285 円	8,553 円	2,268 円	6,852 円	7,419 円	7,986 円	8,553 円

②口径 20 ミリメートルの場合（加入割合 51%）

（税込み）

使用水量	現料金	新料金	差額	激変緩和期間の料金			H32. 10～
				H29. 10～	H30. 10～	H31. 10～	
10 m ³	1,479 円	2,095 円	616 円	1,633 円	1,787 円	1,941 円	2,095 円
20 m ³	2,580 円	3,196 円	616 円	2,734 円	2,888 円	3,042 円	3,196 円
30 m ³	3,909 円	5,281 円	1,372 円	4,252 円	4,595 円	4,938 円	5,281 円
40 m ³	5,238 円	7,365 円	2,127 円	5,769 円	6,301 円	6,833 円	7,365 円
50 m ³	6,566 円	9,450 円	2,884 円	7,287 円	8,008 円	8,729 円	9,450 円

注) 激変緩和期間の料金は、毎年差額の約 1 / 4 ずつ改定した料金であり、実際の請求にあたっては差異が生じる場合があります。

問合せ先：水道部 水道業務課 電話 0 2 4 8 - 2 7 - 3 2 2 2